

NEWS LETTER

March 2023 - Vol.24

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[環境部告示 第2023-47号]「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正.....	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	4
2023年暴露シナリオ作成支援を希望する事業場募集の案内	4
化学製品安全法(K-BPR)	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など	5
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	6
安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準一部改正告示案行政予告	6
殺生物製品類型のうち、「殺虫剤」類型の分類について	7
2022年承認殺生物物質情報公開	7
2024年承認猶予対象既存殺生物物質の申告及び物質承認申請計画書提出期限の案内	7
殺生物製品群の承認のためのガイドライン及び書式.....	8
承認対象安全確認対象生活化学製品の新規承認申請受け付け期限に関する案内.....	8
産業安全保健法(ISHA)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など	9
[雇用労働部公告第2023-151号]「事業場の危険性評価に関する指針」一部改正(案) 行政予告	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	10

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[環境部告示 第2023-47号]「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正

「化学物質管理法」第23条、同法施行規則別表3の2第2号により、「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」を改正・告示

主な内容

別表1第2号数量基準表のうち、連番“459”欄、“579”欄及び“643”欄を改正

別表1第2号数量基準表のうち、連番“1238”欄の次に“1239”欄から“1254”欄まで新設

参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>) (告示日: 2023-03-06)

※ 詳細な内容は本 PDF の添付ファイル **MOE_2023-47.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は産業界支援センターのホームページ(<https://www.chemnavi.or.kr/main.do>)のお知らせ及び化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/repwrt/index.do>)のお知らせメニューでご確認いただけます。

2023年暴露シナリオ作成支援を希望する事業場募集の案内

“化学物質の有害性に関する資料”を作成・提出するために、化学物質の全過程において取り扱う方法や暴露コントロール・管理方法を記述した暴露シナリオを作成し、暴露評価を行わなければならない。

そこで、環境部では中小企業など産業界の負担を最小限に抑えるために“暴露シナリオ作成支援事業”を次のように実施する。

- 支援対象：以下の2つの条件をすべて満たす中小・中堅企業(40社)
 - 化学物質の製造・輸入者及び下位使用者
 - 2024~2030年までの登録猶予物質(年間製造・輸入量1トン以上~1,000トン未満)を取り扱う者
- 支援する内容：
 - 有害性に関する資料と暴露シナリオに対する案内
 - 暴露シナリオ作成ツール(ESD&T)を活用し暴露評価に必要な情報(用途と取り扱う工程の確認など)を調査
 - 初期のシナリオ提供(K-Chesar 様式)及び化学物質安全情報資料(別紙第27号書式)を提供
- ※ 支援結果は暴露シナリオ事例集及びユーズマップ開発に活用され、今後産業界に配布予定(但し、事業場の情報及び営業機密に該当する項目は事例集やユーズマップに含まれない)
- 支援申請方法及び結果のお知らせ
 - (申請期間) 2023年3月2日(木曜日)~募集完了時に締め切り
 - (申請方法) 化学物質登録支援システム(sbm.kcma.or.kr)を通じて申請書を提出
 - (提出書類) 支援条件を満たしているか確認後、評価基準に従い選定
 - (結果案内) 個別案内(電子メール)または化学物質登録支援システムの「暴露シナリオ作成支援」 » 「申請現況」にて確認可能
- お問い合わせ：
 - 韓国化学物質管理協会 有害性評価チーム(02-3019-6719, 6738, 6706, 6716)
 - E-mail: kcma-ra@kcma.or.kr

参考資料

韓国化学物質管理協会(https://www.kcma.or.kr/sub5/5_1.asp、お知らせ)(登録日: 2023-03-02)

化学製品安全法(K-BPR)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 3月化学製品安全法-法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は化学製品管理システムホームページ (<https://chemp.me.go.kr/>) お知らせ事項メニューでご確認いただけます。

「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」一部改正告示(案)行政予告

環境部では、「安全確認対象生活化学製品指定及び安全・表示基準」一部改正告示案に対し、行政予告する。

- 改正理由及び主な内容

品目別噴射型製品内に使用可能は保存用物質を許容

産業界の困難を解消するため、危害性評価の結果を反映し、品目別噴射型製品内に使用可能な保存用物質(70種)を追加

- 意見提出

2023年3月20日までに意見書を環境部長官(化学製品管理課)に提出

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 申告対象安全確認対象生活化学製品(韓国環境産業技術院))(番号: 113、登録日: 2023-02-27)

殺生物製品類型のうち、「殺虫剤」類型の分類について

国立環境科学院化学物質研究科では、「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」に基づき、承認申請が受け付けられた殺生物剤(殺生物物質と殺生物製品)の評価を行う予定であるため、殺生物製品類型のうち駆除剤類の「殺虫剤」類型分類に関する詳細を案内

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤(番号: 168、登録日: 2023-02-27)

2022年承認殺生物物質情報公開

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第29条及び施行規則第28条により、2022年物質承認を受けた殺生物物質に関する情報を公開

○ 公開対象物質

物質承認を受けた2022年承認猶予対象既存殺生物物質48種

※ 殺虫剤23種、殺菌剤21種、殺藻剤5種、殺鼠剤2種、忌避剤1種(殺菌/殺藻剤4種は重複)

○ 主な内容

- 殺生物物質の名称及び物質承認の有効期間
- 殺生物物質の物理・化学的または生物学的特定
- 物質承認を受けた者の氏名または商号、住所及び連絡先
- 殺生物物質の有害性及び危害性程度
- 殺生物物質の分類及び表示

○ 情報確認方法

化学製品管理システム(chemp.me.go.kr)を通じて公開

※ 化学製品管理システム - 殺生物剤 - 殺生物物質 - 承認殺生物物質情報公開

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤(番号: 170、登録日: 2023-02-28)

2024年承認猶予対象既存殺生物物質の申告及び物質承認申請計画書提出期限の案内

2024年承認猶予対象既存殺生物物質の申告及び物質承認申請計画書提出期限を案内

- 対象：2024年承認猶予対象既存殺生物物質を製造・輸入する企業
- 既存殺生物物質の申告期限：2023. 3. 31. *

* 期限以降は、2024年承認猶予対象既存殺生物物質に対する申告機能を遮断する予定

- 物質承認申請計画書の提出期限：2023. 6. 30.
 - 殺生物物質の承認申請期限：2023. 6. 30.
 - 方法：化学製品管理システム(chemp.me.go.kr)
- ※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤(番号：171、登録日：2023-03-10))

殺生物製品群の承認のためのガイドライン及び書式

「殺生物物質と殺生物製品承認申請資料の作成範囲及び作成方法などに関する規定」(国立環境科学
院告示)第5条第3項2号による殺生物製品群の承認申請詳細事項に関連し、殺生物製品群の承認申
請のための資料作成方法及び提出資料の要件を説明したガイドラインと関連書式を案内

- 案内対象：殺生物製品承認を受けようとする者
 - お知らせ方法：化学製品管理システム(chemp.me.go.kr)にてお知らせ
- ※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤(番号：172、登録日：2023-03-14))

承認対象安全確認対象生活化学製品の新規承認申請受け付け期限に関する案内

2024年承認猶予対象殺生物製品の期限内承認のための申請期限案内(~2023. 9. 30)に従い、安
全確認対象生活化学製品の新規承認申請受け付け可能な日を案内

- 対象：安全確認対象生活化学製品のうち、2024年承認猶予対象殺生物製品の製造・輸入対
象企業
 - 安全確認対象生活化学製品の新規承認申請受け付け期限：2023. 6. 30.
 - 申請方法：化学製品管理システム(chemp.me.go.kr) *
- * 期限以降には、安全確認対象生活化学製品の新規受付機能を遮断する予定

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 承認対象安全確認対象生活化学
製品(国立環境科学院))(番号：28、登録日：2023-03-16)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2023-151号]「事業場の危険性評価に関する指針」一部改正(案) 行政予告

「事業場の危険性評価に関する指針」(雇用労働部告示第2020-53号)を一部改正するに当たり、その理由と主な内容を国民に予め知らせ、これに関する意見を収斂するために「行政手続法」第46条に従い次のように公告します。

改正理由

危険性評価制度が難しく複雑で実施しにくいという現場の意見などを踏まえ、危険性評価制度をリスク要因の把握と改善対策作りに集中するよう新たに定義し、
簡単で手軽に実施できるよう多様な評価方法を提示する一方、評価時期を明確化し随時評価特例を新設し、勤労者の参加を拡大するなど、これまでの不十分な点を改善する。

主な内容

- 危険性評価など定義規定の整備及び用語の再整備 (案第3条第2号及び第3号など)
- 危険性評価の全段階で勤労者参加を拡大(案第6条)
- 危険性評価時期の改編及び評価対象の具体化(案第5条の2、第15条)

意見提出：

2023年3月27日までに意見書を雇用労働部長官(参照： 労災予防支援課長)に提出

※ 住所: (30148) 82 Beobwon-ro, Sejong-si, Republic of Korea、産業安全保健本部 労災予防支援課

参考資料

雇用労働部ホームページ(<https://www.moel.go.kr/info/lawinfo/lawmaking/list.do>、法令情報 → 訓令・例規・告示)(番号: 1931、登録日: 2023-03-07)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は化学物質管理協会(https://www.kcma.or.kr/sub5/5_1.asp)のお知らせメニューでご確認いただけます。

※ 3月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。